

「ヒグマ捕獲のあり方検討」のまとめ

令和4年11月22日

ヒグマ捕獲のあり方検討部会

(事務局：北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室)

1 目的

ヒグマ捕獲のあり方検討部会（以下、「検討部会」という。）は、北海道ヒグマ保護管理検討会（以下、「検討会」という。）設置要綱第5条第1項に基づき、「北海道ヒグマ管理計画（第2期）」第2章3の(1)の①のウの事項について、意見の聴取・検討を行った。

※参考：北海道ヒグマ管理計画（第2期）（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

第2章 3 (1) ①問題個体を発生させないための取組（防除対策の推進） ※p13

ウ 狩猟期間等の見直し

春グマ駆除中止以降、北海道では保護に重心を置いた施策を実施してきたことなどもあり、人を恐れぬヒグマ（段階1）や、昼夜を問わずデントコーン畑に居着いて離れず、全く警戒心が見られないヒグマ（段階1、2）（問題個体）が出現してきている。

これらのヒグマは、何世代にもわたって捕獲圧を緩めたことにより、人を警戒する学習がされてこなかったことが影響していると考えられる。

そのため、地域個体群の捕獲上限数に余裕のある地域などにおいて、比較的安全に捕獲圧をかけることができる残雪期に狩猟期間を設定するなど、問題個体の発生を抑制するための方策や、導入に向けたより具体的な検討を行う。

2 現状認識

- ・ 生息状況としては、広葉樹の伐採が進んだ森林奥地では減り、奥地から裾野に広がっているように見受けられる。鬱蒼としたしっかりとした森では増えている。
- ・ 近年、捕獲数は多いものの、捕獲はオスに偏りメスの捕獲が少ないため、まだ増加余力がある。ただし、大幅に減らす必要があるかは不明。
- ・ ヒグマの増加要因としては、春グマ駆除がなくなり、狩猟期は捕獲しづらく、経済的価値の低下に伴い捕獲意欲も薄れ、狩猟者の高齢化も重なり、急激に捕獲圧が低下していることが考えられる。
- ・ 人里への出没が増えている要因としては、人里近くで繁殖する個体が増えたことにより、警戒心の薄い、人慣れした個体が増えていると考えられる。
- ・ 一方、クマを追跡して捕獲できる技術を持った狩猟者が減り、全道的にヒグマ猟の技術レベルが低下している。
- ・ ヒグマの出没対策やヒグマに対応できる人材の確保は待ったなしであり、こうした課題に取り組む転換点にきている。
- ・ 人里では人への警戒心が薄い問題個体が出現し始めており、人に対する警戒心を持たせる早急な対策が必要。

3 検討の対象

ヒグマによる被害の発生と対策は、例えば、人身事故の多くは偶発的で、人間側の啓発でかなりの事故を防ぐことは可能であるが、農業被害は、防除無しに捕獲するだけでは、解決は難しいなど、土地の利用形態などによって様々であることを踏まえ、本検討部会では、主に、人への警戒心が薄く人里（市街地・集落・人家稠密地もしくはその周辺部などの人の生活圏（日常的に人が利用する森林を含む））へ出没する個体の出没の抑制を図ることをテーマとし、人への警戒心を持たせる方策について検討を行うこととした。

※参考：土地利用形態毎の被害の形態等

	人里及びその周辺		農地	森林
	人里	人里に隣接する森林等 (特に人慣れを防止すべき環境)		
懸念される被害の形態	人への警戒心が薄い個体の人里への出没による事故		農作物を餌とした農業被害	山菜採りや狩猟者などとの人身事故
主な対策	侵入（定着）時の排除 人への普及啓発 等	人への警戒心を持たせる	防除と排除 等	人への普及啓発 等
捕獲圧による期待される効果	高い	高い	限定的 (防除が重要)	低い

4 具体的な方策

人への警戒心を持たせさせる方法としては、比較的安全に捕獲圧をかけることができる残雪期に「狩猟期間を設定する」又は「許可捕獲を実施する」、若しくはこの2つを組み合わせることなどが考えられる。これらの特徴は次のとおり。

○ 狩猟期間の設定

- ・ 現在の狩猟期間は、法令により10月1日から翌年1月31日まで。
- ・ 狩猟期間の延長は、法令により最長で4月15日まで可能。
- ・ 狩猟期間の延長の手続きは、法令により「第二種特定鳥獣管理計画（ヒグマ管理計画）の達成を図るため特に必要があると認められるとき」にできるものとされており、具体的な目標値を設定していない現行計画との整合の確保（何をもって計画の達成とするのか）について、検討を進める必要。
- ・ 狩猟は、捕獲場所や捕獲数などの制限に対する自由度が高い一方、クマの狩猟経験者の高齢化、また、クマの経済的価値が低下している中で、狩猟者の確保が難しく、経験不足の狩猟者による事故も危惧される。

○ 許可捕獲の実施

- ・ 期間については、法的制約なし。
- ・ 道の許可権限であるため比較的早期に取組を開始することができる。
- ・ 許可が必要で狩猟に比べ自由度が小さいが、捕獲頭数などの管理や把握が可能であり、効果検証が容易。
- ・ 現在の人材育成事業は、参加市町村数・捕獲頭数が少なく効果が不明確。

○ 狩猟期間の延長と許可捕獲の組合せ

- ・ 狩猟期間をエゾシカと合わせることで、エゾシカ目的の狩猟者が、クマに遭遇した際の狩猟が可能であり、捕獲できなくても追われることで人への警戒心を持つことに繋がる期待。
- ・ 狩猟期間後に許可捕獲を行うことで、冬眠明けの個体の捕獲が可能。

現状や上記の方策の特徴を踏まえ、まずは、人材育成も兼ねて速やかに取り組むことができる許可捕獲を強化する方策を進め、並行して、手続に精査を要する狩猟期間（ヒグマ管理計画との整合の確保）についても準備を進めるべきである。

5 効果の検証

捕獲圧の効果を検証することが重要である。

例えば、

- ・ ヒグマ管理計画において行うこととしている問題個体数指標（市町村等からの出没情報に基づき問題個体の推定しそれを指標として評価を行う）を用いて、全道的な評価を行う。
- ・ 人里周辺の出没状況が整理されており、取組を実施する地域（市町村）をモデル地域とし、集中して取組に対する効果の検証を行う。
- ・ 検証方法は、人を恐れない行動を取る問題個体や人の生活圏への出没の増減など、経年的な変化をもとに考察することなどを想定。

などが考えられる。

6 まとめ

(1) 現状認識

ヒグマの生息頭数は増加傾向にあり、その要因としては、春グマ駆除の廃止や経済的価値の低下、狩猟者の高齢化も重なり、捕獲圧が低下したことが考えられる。

近年、人里に出没が増えている要因としては、人里近くで子育てをする個体が増え、人への警戒心が薄い個体が増えていることが考えられる。

一方、狩猟者は、全道的にクマに対応できる技術と経験を持った人が減ってきている。

生息数が増えている背景のもと、人里出没対策とヒグマに対応できる人材の育成は待ったなしの急務となっている。

(2) 方策案

人里に侵入（または定着）した個体を排除するとともに、人里周辺に生息し、人に対して警戒心が薄く人里へ出没する個体などに、人に対して警戒心を持たせ出没を抑制させる方策として、比較的安全に捕獲圧をかけることができる残雪期に、まずは、速やかに取り組むことができる許可捕獲の強化を実施し、並行して（行政）手続に時間を要する狩猟期間の見直しの準備を進めるべきである。

許可捕獲にあたっては、ヒグマ捕獲技術の継承も兼ねて実施し、地域におけるヒグマ対

応力の向上を図るべきである。

なお、取組にあたってはその効果を検証すべきである。

(3) 留意点等の意見

- ・ 許可捕獲の効果を上げるためには、事業化などのインセンティブが必要。
- ・ 許可捕獲を行うにあたっては、目的がわかる事業名称とすべき。
- ・ 許可捕獲の実施に際し、現場からは、実施日等の事前連絡に柔軟性がほしいという意見あり。
- ・ 穴狩りを認めるエリアを、狩猟者が迷わぬよう明確にすべき。
このことは、将来のゾーニングも想定し取り組むべき。
- ・ 捕獲圧を高めるべき地域（必要な山林）で捕獲できるようにすることが大事。
- ・ 捕獲圧を高める観点から、ベテランのみによる出動も認めるべき。
- ・ 国有林、道有林での実施範囲を拡大するため、入林制限、林道の使用、スノーモービルの使用などについての調整が必要。
- ・ 人材不足に対応するため広域的な協力体制づくりが必要
（市町村を横断した取組、講師の派遣など）
- ・ 事故防止のマニュアルづくり、人材育成の講師への謝金を望む

7 その他

ヒグマ対応に係る現状の課題等として、以下の意見があったので付記する。

- ・ 実際の生息実態の把握の重要性。
- ・ 市街地での銃猟対応の整備の必要。
（他に捕獲の選択肢がない場合における警職法第4条の適用のありかたや、鳥獣保護管理法での対応方法の整備、公的機関が公的な体制の下に対応する仕組みづくりなど）
- ・ 発砲命令者を明確にし、ハンターが安心して銃猟できる環境づくりが必要。
- ・ 農業被害対策として防除の重要性。
- ・ 人への普及啓発の重要性。
- ・ 本州からくるハンターの人材育成も考慮し、指導を行うガイド制を作ることも必要。
- ・ 伐採後の植林は実のなる広葉樹を植えるべき。

ヒグマ捕獲のあり方検討部会構成員

所属・職名	氏名
国立大学法人東京農工大学名誉教授 兵庫県森林動物研究センター 所長	部会長 かし とういち 梶 光一
酪農学園大学農食環境学群環境共生学類 野生動物生態学研究室 教授	副部会長 さとう よしかず 佐藤 喜和
北海道猟友会千歳支部長	さかい けんいち 坂井 憲一
地方独立行政法人北海道立総合研究機構 エネルギー・環境・地質研究所 自然環境部生物多様性保全グループ研究主幹	つるが ひふみ 釣賀 一二三
NPO 法人 南知床・ヒグマ情報センター理事長	ふじもと やすし 藤本 靖
七飯町環境生活課自然環境係長	みうら なおゆき 三浦 直之
北海道猟友会北見支部指導員	むらかみ ゆたか 村上 裕
公益財団法人知床財団 特別研究員	やまなか まさみ 山中 正実

春期の許可捕獲（イメージ）

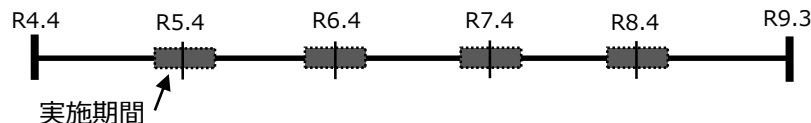
【名称案】

（仮称）人里出没抑制等のための春期管理捕獲

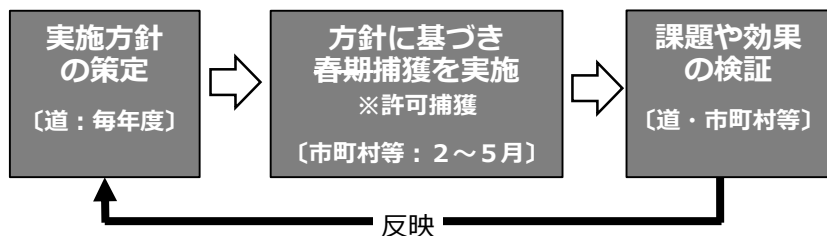
【実施期間】

令和4年度から4年間（2～5月）実施する

※北海道ヒグマ管理計画（第2期）の期間内（R4.4.1～R9.3.31）



【スキーム】



【留意点】

- 当該許可捕獲は、残雪期に人里に近い地域で捕獲圧を高めることで、人への警戒心を持たせ、人里への出没を抑制することを狙いとする。
- 併せて、ヒグマ捕獲経験者の高齢化に伴い、ヒグマに対応できる人材確保が課題となっていることを踏まえ、当該許可捕獲の実施に当たっては、経験の浅い狩猟者がヒグマ捕獲の経験を積む機会とする。
- 捕獲頭数が、ヒグマ管理計画に定める「地域別メス捕獲上限」に達するおそれが生じた場合は、捕獲数を制限する。
- 穴狩りは、人里周辺の出没を抑制する観点から、人里周辺の一定範囲に限定する。

【目的】

近年、人への警戒心が薄いヒグマが人里に出没している状況を鑑み、人への警戒心を持たせ人里への出没抑制を図ることを目的とし、比較的 safely に捕獲圧をかけることができる残雪期に許可捕獲を行う。

併せて、ヒグマ捕獲技術の伝承を行い、ヒグマへの対応力の強化を図るものとする。

【概要】

- 許可捕獲の時期
2～5月（残雪期）
- 許可の範囲
 - ・市町村を基本（広域的实施も可能）
 - ・地元狩猟者（地元市町村の合意が得られていること）
- 許可の条件
 - ・複数（2名以上）で出動すること
 - ・地域個体群毎に定めた捕獲上限数の中で捕獲を行うこと
 - ・人里出没を抑制する観点から、人里周辺で実施すること（人材育成の場合を除く）
- 指導事項
 - ・人材育成のため実施する場合は、熟練者と経験の浅い者が含まれるよう努めること
 - ・事前に入林承認等の手続等を行うこと
 - ・事故の防止に万全を期すこと
- 報告
 - ・捕獲した場合は、ヒグマ捕獲票を直ちに提出すること
 - ・捕獲期間終了後、速やかに出動日報を提出すること
- 協力（検体の提出等）
 - ・捕獲者は、試料の提出に協力すること
 - ・効果検証の協力

【効果検証】

モデル地域（市町村）において、人の生活圏への出没や問題個体の発生について過去と比較するなどして、可能な限り定量的に評価する。